



地層処分研究開発・評価委員会
資料1-1 (H18.3.28)

研究開発・評価委員会について

平成18年3月28日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
地層処分研究開発部門

1. 研究開発・評価委員会の設置について
2. 研究開発・評価委員会の位置づけ
3. 独立行政法人における評価体系とPDCA
4. 研究開発評価の種類について
5. 地層処分研究開発・評価委員会のスケジュール案
6. 研究開発評価作業の主な流れ(平成21年度の中間評価時)

1. 研究開発・評価委員会の設置について

研究開発・評価委員会の役割

- 「理事長の諮問に応じ、所掌する部門が進める研究開発に関して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく研究開発課題の評価を実施し、理事長に答申する。」の役割を有し、
 - 「部門長の求めに応じ、部門が進める研究開発について討議し、その推進に資する意見を部門長に述べる。」機能を併せ持つ委員会として設置する。
- ⇒ 「評価機能」、「助言機能」の両面がある。

委員構成

- 評価対象の研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価できる機構外の専門家
- 大規模プロジェクト及び社会的に関心の高い課題の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取入れるため、外部有識者を加えることに配慮
- 研究開発の性格や目標に応じ、社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家などを加える。

委員の任期

- 任期は、3年。ただし、再任は妨げない。

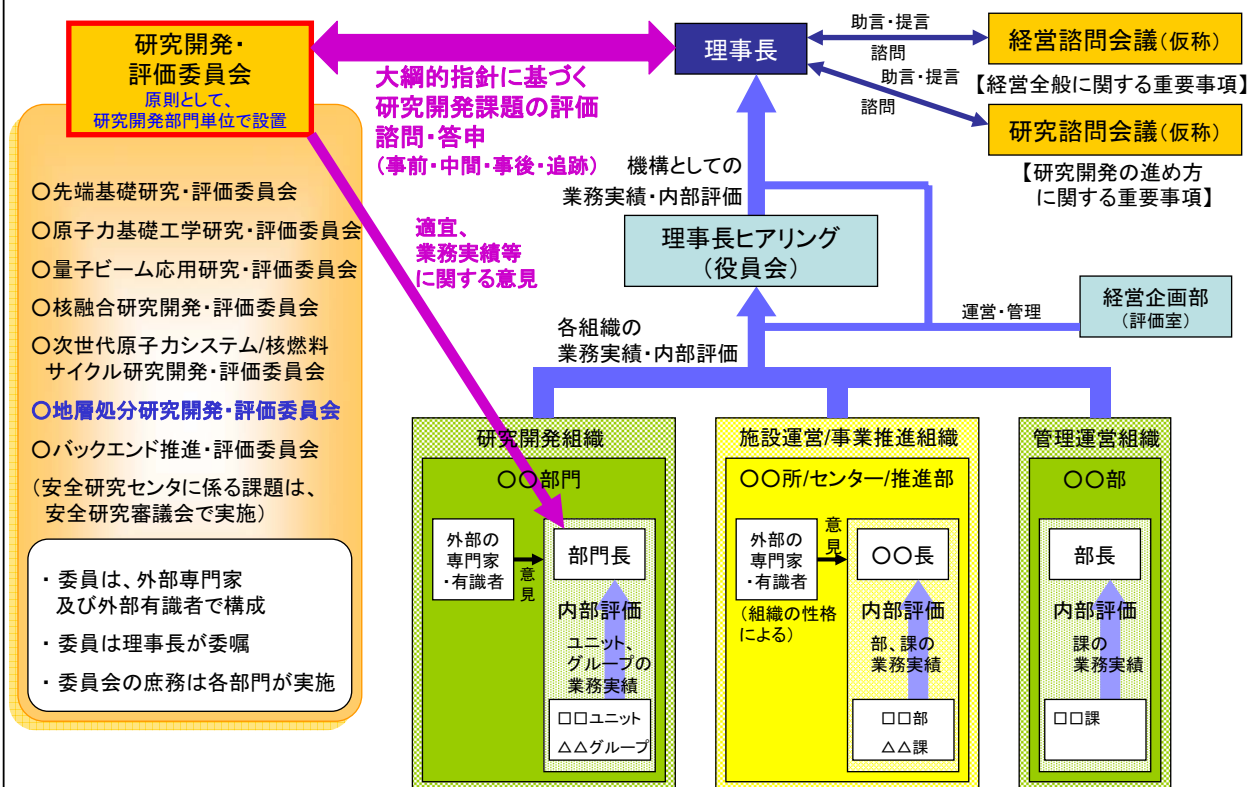
委員長の選任

- 委員長は、委員の互選により決定。

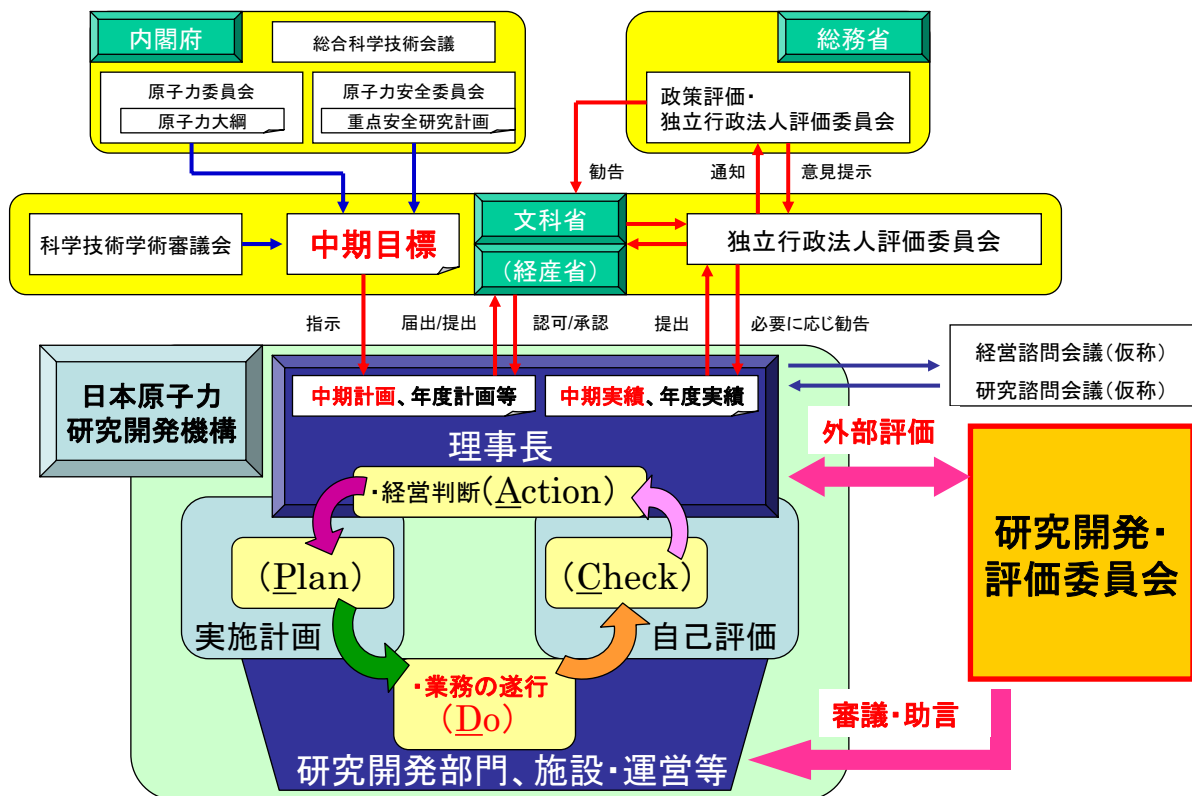
委員会の運営

- 各部門が担当する。

2. 研究開発・評価委員会の位置づけ



3. 独立行政法人における評価体系とP D C A



4. 研究開発評価の種類について

事前評価

- 予算概算要求等実施に向けた意思決定を行う前に実施
- 新たな研究開発課題を開始する場合、課題の選定、方向性・目的・目標等の妥当性、研究開発の進め方の妥当性、研究資金・人材等の研究開発資源配分の妥当性などを評価

中間評価

- 5年以上の研究開発期間を有する、または期間の定めがない課題に対し、原則3年程度を目安に実施
- 研究開発の進捗状況、情勢変化に対応した研究開発の目的・目標、進め方などの見直しの必要性、研究資金・人材等の研究開発資源の再配分の妥当性などを評価

事後評価

- 研究開発課題の終了後、速やかに実施
- 研究開発の達成度、成功・不成功の原因の把握・分析、当初の研究開発計画の妥当性、研究開発成果の波及効果の把握・普及、将来への研究開発の展開などを評価

追跡評価

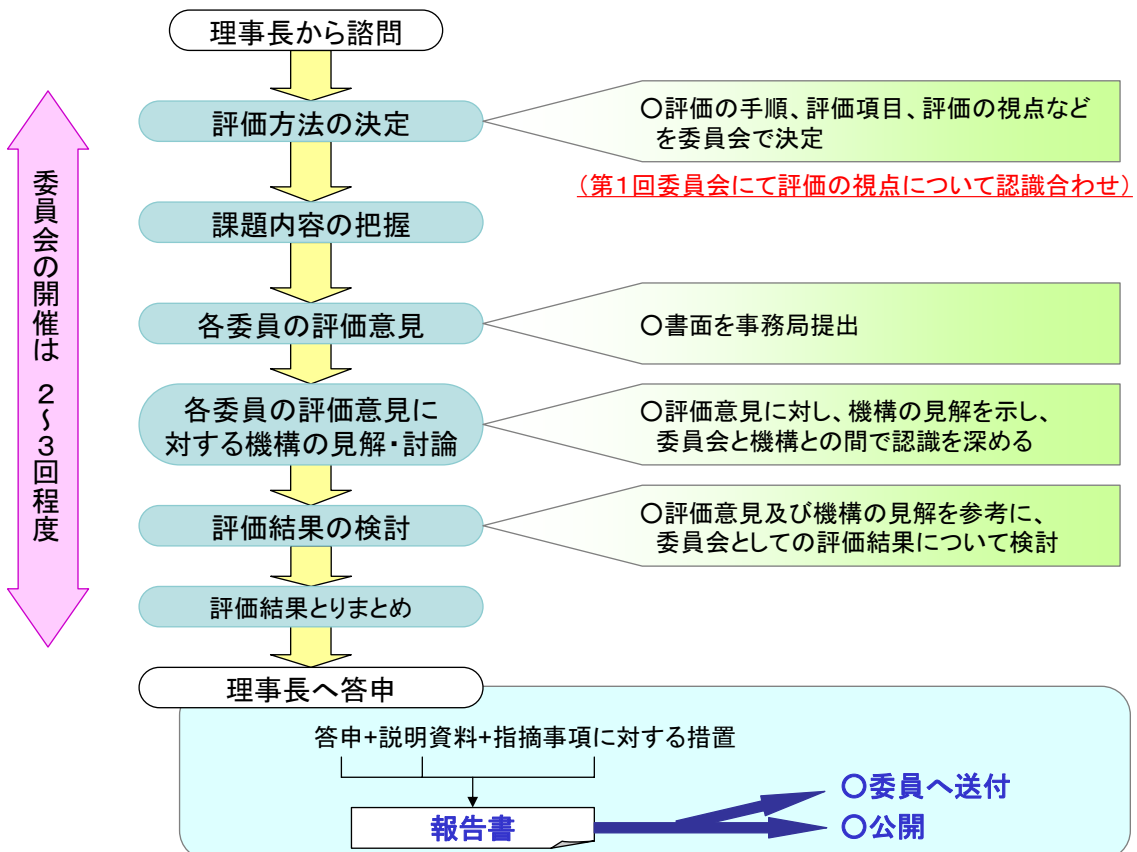
- 研究開発課題の終了後一定の期間を経過してから、必要に応じて追跡評価を実施
- 副次的効果を含め、研究開発の直接の成果(アウトプット)から生み出された社会・経済等への効果(アウトカム)や波及効果(インパクト)を評価

5. 地層処分研究開発・評価委員会のスケジュール案

項目	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度			
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
◎中期目標・中期計画	第1期中期計画期間										第2期中期計画期間			
◎地層処分研究開発・評価委員会 (理事長諮問による研究開発評価) (部門長の求めに応じた研究開発推進の審議・助言)			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
地層処分技術に関する研究開発											▲ 中間評価			
<中期計画に基づく研究開発の項目> ①地層処分研究開発 1)工学技術の信頼性向上と安全評価手法の高度化 2)知識ベースの開発 ②深地層の科学的研究 1)深地層の研究計画 ・結晶岩の研究(瑞浪超深地層研究所) ・堆積岩の研究(幌延深地層研究所) 2)地質環境の長期安定性に関する研究											▲ 中間評価			
											▲ 中間評価			

委員会資料(議事録, 配布資料)は公開扱い
なお, 中間評価時は報告書を作成のうえ公開

6. 研究開発評価作業の主な流れ(平成21年度の間接評価時)



<参考>

◎国の研究開発評価に関する大綱的指針（抜粋）

5. 評価方法の設定

評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等)を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知する。(以下省略)

(2) 評価の観点

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。また、評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行う。さらに、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことが重要であることから、研究開発によっては、人文・社会科学の視点も評価に十分に盛り込まれるよう留意すること、評価を通じて研究開発の前進や質の向上が図られることが重要であることから、評価が必要以上に管理的にならないようにすることや、研究者が挑戦した課題の困難性も勘案することが重要である。(以下省略)

(3) 評価項目・評価基準

評価は、必要性、効率性、有効性の3つの観点の下、研究開発の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施する。

(中略)

また、評価基準については、設定された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。

(4) 柔軟な評価方法の設定

研究開発評価は、その目的、評価の対象、評価時期や研究開発の性格(基礎、応用、開発、試験調査等(注))に応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、柔軟に実施する。また、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目や評価基準等を適宜見直すことが必要である。(以下省略)

(注) 各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導等、相対的に定型的、継続的な業務をいう。

◎文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（抜粋）

2. 3. 3. 4 評価項目の抽出

評価実施主体は、研究開発の性格、内容、規模等に応じて、「必要性」、「有効性」、「効率性」等の観点の下、適切な評価項目を抽出する。

なお、評価項目としては、以下のものが考えられる。

ア. 「必要性」の観点

科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性、発展性等)、社会的・経済的意義(産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会

的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出、国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等）、国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等

イ。「有効性」の観点

目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献等

ウ。「効率性」の観点

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等

◎研究開発課題評価実施規程 17（規程）第 89 号（抜粋）

（評価の観点）

第 6 条 評価の実施時期毎の評価の観点は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）事前評価

研究開発課題の選定、方向性・目的・目標等の妥当性、研究開発の進め方の妥当性、研究資金・人材等の研究開発資源の配分の妥当性などを評価する。大規模プロジェクト及び社会的に関心が高いと理事長が判断する研究開発課題については、これに加えて科学的・技術的な観点からの分析、緊急性、費用対効果、資源配分のバランス、社会的・経済的ニーズ等の観点からも評価を行う。

（2）中間評価

研究開発の進捗状況の妥当性、情勢変化に対応した研究開発の目的・目標、進め方などの見直しの必要性（継続、変更、中止等の決定）、研究資金・人材等の研究開発資源の再配分の妥当性などを評価する。

（3）事後評価

研究開発の達成度、成功・不成功の原因の把握・分析、当初の研究開発計画の妥当性、研究開発成果の波及効果の把握・普及、将来への研究開発の展開、新たな課題への反映の検討などを評価する。

（4）追跡評価

研究開発終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を評価する。

（評価結果の反映）

第 11 条 評価の結果は、研究計画の見直し、予算、人材等の資源配分の見直し等、研究開発の推進に適切に反映させる。

以上